

## 中小企業緊急雇用安定助成金の検討資料

会社名 従業員5名 株式会社

雇用保険の算定基礎賃金額	22,444,000	円
雇用保険の平均被保険者数	5	名
年間暦日数①	365	日
年間所定休日数②	105	日
年間所定労働日②-①	260	日
平均賃金相当額	17,265	円

1日の不就労控除額の平均額	13,812	円
---------------	--------	---

### 休業手当と助成金、会社と労働者の減収分の関連

休業手当の補償率	休業手当	助成金額	休業日の実人件費コスト	労働者不就労控除額	
100%	13,812	7,730	6,082	0	円
90%	12,431	7,730	4,701	▲ 1381	円
80%	11,049	7,730	3,319	▲ 2762	円
70%	9,668	7,730	1,938	▲ 4144	円
60%	8,287	7,730	557	▲ 5525	円

### 助成金額の概算

休業手当の補償率(%)	70	%
休業1日当たりの助成額	7,730	円
延べ休業実施数(見込み)	240	人
教育訓練の補償率(%)	100	%
教育訓練1日当たりの助成額	7,730	円
延べ教育訓練実施数(見込み)	120	人

休業手当の助成額(注1)	1,855,200	円
教育訓練の助成額(注2)	927,600	円
訓練費の加算額(注3)	720,000	円
1年間に受け取る合計額(概算)	3,502,800	円

例題は休業は月4日及び教育訓練は月2日を全員に1年間行う

休業 4日×12月×5名＝述べ240名

教育訓練 2日×12月×5名＝述べ120名

1人あたり休業と教育訓練の年間日数は72日

注1は7,730×240名＝

注2は7,730×120名＝

注3は6,000×120名＝